

## 金沢医科大学受託研究取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢医科大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いについて定める。

2 本学病院における治験薬等の臨床試験については、別に定める。

(定義)

第2条 受託研究とは、本学が、民間企業等及び個人（以下「委託者」という。）から委託を受けて本学の教育職員が業務として行う調査研究等で、これに要する経費（以下「受託研究費」という。）を委託しようとする者が負担し、その対価として当該研究の実績報告が求められるものをいう。

2 官公庁等からの委託によるもので、当該相手機関が定める所定の制度があり、本規程によることが適当でないものは除くものとする。

(申請)

第3条 委託者は受託研究申請書を当該受託研究の担当責任者（以下「研究担当責任者」という。）を経由して学長に提出し、その承認を得なければならない。

(受け入れ決定)

第4条 受託研究の受け入れは、研究の目的及び内容が本学の教育研究上有意義であり、かつ、業務遂行上の支障がないかを判断のうえ、学長が決定する。

2 学長は、その結果を委託者に通知するものとする。

(契約)

第5条 受託研究を受け入れる場合は、本学と委託者との間で、受託研究に関する契約（以下「受託研究契約」という。）を締結する

ものとする。

- 2 受託研究期間が3ヶ月未満のものについては、契約書の作成を省略することができる。

(研究の遂行)

第6条 受託した調査研究の実施については、研究担当責任者が全責任をもって、これを遂行しなければならない。

(研究の中止又は変更)

第7条 研究担当責任者は、やむを得ない理由により当該研究を中止又は研究内容等の変更を行う必要が生じた場合、その旨学長に報告し、委託者と協議し受託研究の中止又は変更することができる。

(受託研究費の納入)

第8条 委託者は、受託研究費を受託研究の開始前までに本学に一括納付することを原則とする。ただし、契約書等に別に定めがある場合は、それによるものとする。

- 2 委託者が一旦納入した受託研究費は返還しないものとする。ただし、研究担当責任者の都合により受託研究契約を解除する場合は、未支出の範囲において一部、又は全部を返還することがある。
- 3 納付された受託研究費に不足が生じたときは、委託者と研究担当責任者が協議の上あらためて受託研究費を決定し、覚書等の書面により確認することとする。
- 4 受託研究費は、原則として管理経費を控除の上、研究担当責任者に配付するものとする。

(受託研究費の使途)

第9条 受託研究費は、当該研究目的達成のために必要かつ適正と認められるもの以外に使用してはならない。

(施設、設備及び備品等の使用)

第10条 受託研究を行うため、本学の施設、設備及び備品等を使用することができる。ただし、学長が本学の業務に支障があると判断した場合、使用を制限することがある。

(購入設備、備品等の帰属)

第11条 受託研究費により購入した機器備品等は、本学に帰属するものとする。ただし、契約書等に別に定めがある場合は、その限りでない。

(実績報告書等)

第12条 受託研究終了後、研究担当責任者は速やかに実績報告書等を作成し、委託者に対し報告するものとする。ただし、契約書等に別に定めがある場合は、それによるものとする。

(研究成果の公表)

第13条 受託研究の結果得られた学術研究上の成果は、公表を原則とする。ただし、公表しようとする場合は、研究担当責任者と委託者との間で協議するものとする。

(知的所有権等の帰属)

第14条 当該受託研究により生じた特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他これらに準ずる権利の帰属等は、契約書等に別に定めがない場合は、本学と委託者が協議の上決定する。

(雑則)

第15条 この規程によるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は学長がその都度定めるものとする。

2 受託研究申請書、契約書、承諾書及び実績報告書等の様式は別に定める。ただし、委託者において指定の様式がある場合は、それによるものとする。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、大学運営会議の審議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。